

台東区立松葉小学校いじめ防止基本方針

本方針は「いじめ防止対策推進法」の目的及び基本理念に則り、本校児童の健やかな成長に資するために定めるものである。

【いじめ防止における重点項目】

- ① 「いじめ」に関する授業等を通して、「いじめは決して許されないこと」という認識をもたせること。
- ② 児童の見取りやアンケートを活用し、早期発見に努めること。
- ③ 生活指導夕会や生活指導全体会を通して、児童に関する共通理解を密に行い、組織的に対応に当たること。

はじめに

「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの児童にも起こりうる」という基本認識に立ち、本校の児童が楽しく豊かな学校生活を送ることができるいじめのない学校をつくるために、「台東区立松葉小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

松葉小学校いじめ防止基本方針

- 学校、学級内にいじめを許さない雰囲気を作ります。
- 児童、教職員の人権感覚を高めます。
- 児童と児童、児童と教職員をはじめとする校内における温かな人間関係を築きます。
- いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめ問題を組織的に解決します。
- いじめ問題について、保護者・地域、そして関係機関との連携を深めます。

I. 「いじめ」とは（「いじめ防止対策推進法」第2条を参照）

「いじめ」とは、本校に在籍している児童に対して、本校に在籍している等の一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じているもの。

学校では、「いじめ」を訴えてきた児童の立場に立ち、この「いじめ」の定義に関わらず、その訴えを真摯に受け止め、児童を守るという立場に立って事実関係を確認し、対応にあたる。

II. いじめを未然に防止するために

☆教職員が協働・共感し、組織体としていじめ防止に取り組む学校をつくる。

＜児童に対して＞

- ・児童一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行うとともに、規範意識を養う。
- ・分かる授業を行い、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感をもたせる。
- ・思いやりの心や児童一人一人がかけがえのない存在であるといった命の大切さを道徳の時間や学級指導の時間を通して育む。
- ・「いじめは決して許されないこと」という認識を児童がもつよう、スクールカウンセラーの活用により、いじめ予防対策に関する読み聞かせを実施するとともに、教育活動全体を通して取り組む。

- ・見て見ないふりをするのは「いじめ」をしていることにつながることを理解させるとともに、「いじめ」を見たら担任をはじめ教員や友達に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。

＜教職員として＞

- ・児童一人一人が自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、児童との信頼関係を深める。
- ・児童が自己実現を図れるように、一人一人の児童が生きる授業を日々行う。
- ・児童の思いやりの心や命の大切さを育む道徳教育や学級指導の充実を図る。
- ・「いじめは決して許さない」という姿勢を教員がもっていることをさまざまな活動を通して児童に示す。
- ・児童一人一人の変化に気付くよう、教師自身が鋭敏な感覚をもつように努める。
- ・児童や保護者からの話を親身になって聞く姿勢をもつ。
- ・いじめの構造やいじめ問題の対処等、いじめ問題についての理解を深める。特に、自分自身の人権感覚を磨き、自己の言動を振り返る。
- ・問題を抱え込まないで、管理職への報告及び学年や同僚への協力を欠かさない。

＜学校全体として＞

- ・定期的にいじめ防止委員会を実施する。また、緊急的に必要な場合にも実施する。
- ・全教育活動を通して、「いじめは絶対に許さない」という土壌を学校全体につくる。
- ・定例生活指導夕会は、児童の人間関係に関わる課題や問題点を共通理解する場とする。
- ・定例生活指導全体会において、児童理解を促し、組織的に支援できるようにする。
- ・いじめに関するアンケート調査をふれあい月間（6月、11月、2月）に実施し、その結果から児童の様子の変化などを教職員全体で共有する。
- ・いじめ問題に関する校内研修を行い、いじめについて教職員の理解を深める。
- ・校長がいじめ問題に関する講話を全校朝会でを行う。学校として「いじめは絶対に許さない」ということと、いじめに気付いた時には、すぐに担任をはじめ、周りの大人に知らせることの大切さを、児童に伝えていく。
- ・児童が、「いつでも」「誰にでも」相談しやすいよう、全教職員が窓口になる自覚をもつ。

＜保護者・地域に対して＞

- ・児童が発する変化のサインに気付いたら、学校に相談していただくよう伝えていく。。
- ・いじめ問題の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを、学校便り、道徳授業地区公開講座、学校運営連絡協議会等で伝えるときとともに、理解と協力をお願いしていく。
- ・いじめ防止基本方針をホームページに掲載し、松葉小のいじめに対する構えを公表する。

Ⅲ. いじめの早期発見・早期対応について

1. いじめ予防について

（1）児童の自己有用感を高める

全ての児童に活躍の場を与えるとともに、努力した態度等を認め、児童一人一人が認められ、お互いを大切にしたい、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。また学級のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。

（2）心の教育の充実

「生命尊重」に関する授業を、人権教育年間指導計画や道徳年間指導計画に位置付け、学年の発達段階等に応じて指導内容の工夫を図り、確実に実施する。

(3) スクールカウンセラーの活用

スクールカウンセラーが授業や休み時間等に児童観察し、いじめの実態把握に役立てる。

(4) 教職員の姿勢

いじめは決して許さない、という共通認識のもと、いじめ対応に取り組んでいることを児童に示す。

2. 早期発見に向けて・・・「変化に気付く」

(1) 教育相談体制の充実

様子に変化が感じられる児童には、教師は積極的に声かけを行い、児童に安心感をもたせる。

(2) ふれあい月間（いじめ防止強化月間）アンケートの活用

6月・11月・2月にアンケートを実施し、児童の人間関係や学校生活等の悩み等の把握に努め、共に解決していこうとする姿勢を示して、児童との信頼関係を深めていく。

3. 相談ができる・・・「誰にでも」

(1) いじめに限らず、困ったことや悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを児童に伝えていく。

(2) いじめられている児童や保護者からの訴えには、親身になって聴き、児童の悩みや苦しみを受け止め、児童を支え、いじめから守る姿勢をもって対応することを伝える。

(3) いじめられている児童が自信や存在感を感じられるように励ましを行う。

(4) いじめに関する相談を受けた教員は、管理職に報告するとともに、「いじめ防止委員会」を通して校内で情報を共有する。

IV. 早期の解決を・・・「傷口は小さいうちに」

＜問題解決＞

- ・いじめは事実関係を早期に把握する。その際、被害者、加害者といった二者関係だけでなく、構造的に問題を捉える。
- ・事実関係を把握する際には、いじめ防止委員会を中心に、学校として組織的な体制のもとに行う。
- ・いじている児童に対しては、「いじめは絶対に許さない」という姿勢で臨み、まず、いじめに該当するする行為をやめさせる。
- ・いじめることがどれだけ、相手を傷つけ、苦しめていることに気付かせる。
- ・いじめてしまう気持ちを聞き、その児童の心の安定も図っていく。

＜保護者連絡＞

- ・事実関係を正確に当該の保護者に伝え、学級、学校での指導、家庭での対応の仕方について、学校と連携して取り組んでもらえるよう依頼する。

＜再発防止＞

- ・いじめが解決したと判断した後でも、関係する児童を全教職員で見守っていく。

校内体制について＜いじめ防止委員会＞

- ・いじめ防止委員会の構成は、校長、副校長、教務主任、生活指導主任、養護教諭、スクールカウンセラーとするが、必要に応じて関係する教員を加えて行う。
- ・本校におけるいじめの認知、いじめ防止等の取り組みに関すること、相談内容の把握、児童、保護者へのいじめ防止の啓発等に関すること全般を担う。
- ・必要に応じて適宜招集する。また、児童へのアンケート後に必要と判断した場合に招集する。
- ・いじめの相談があった場合には、本委員会に当該担任を加え、事実関係の把握、関係児童・保護

者への対応等について協議して対応を行う。なお、いじめに関する情報については、児童の個人情報取り扱いを考慮する。

- ・学校評価においては、年度ごとの取組について、児童、保護者からのアンケート調査、教職員の評価を行い、その結果を公表し、次年度の取り組みの改善に生かす。

教育委員会をはじめ関係機関との連携

- ・いじめの事実を確認した場合の台東区教育委員会への報告、重大事態発生時の対応等については、法に即して、台東区教育委員会に指導・助言を求めて学校として組織的に対応する。
- ・地域全体で、「いじめは絶対に許さない」という認識を広めることが大切であるということから、PTAや地域の会合等で、いじめ問題など健全育成についての話し合いを奨めることをお願いしていく。

「重大事態」とは

いじめにより、児童の生命や心身、財産に重大な被害が生じた疑いや、いじめにより、相当な期間（年間30日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある状況のことを指します。